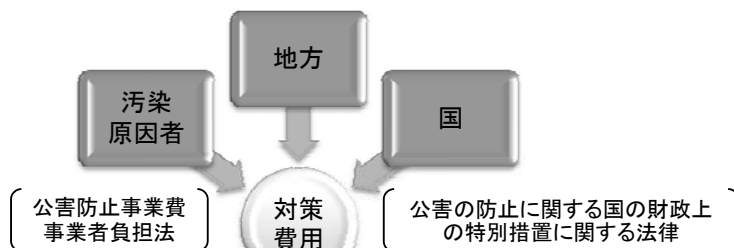


農用地の土壌汚染対策に係る最近の動向と今後の見通し

平成20年2月22日
環境省水・大気環境局

(1)「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」の体系

- 汚染が確認された区域を都道府県知事が指定し、対策を実施
- 指定要件は「人の健康保護」と「作物の生育阻害の防止」の2つの観点で策定
- 現在、カドミウムに係る指定要件については、食品衛生法の規格基準を準用



(2)カドミウム食品規格の見直しに関する動き

国際的な動き

国際的な
基準値

- 平成18年に、食品中のカドミウムに関する国際基準(コーデックス基準)として、コメについて我が国の基準(1.0mg/kg)よりも厳しい基準値(0.4mg/kg)が設定
- 我が国に定めのない野菜類等についても基準値を設定

国内の動き

- 食品安全委員会で食品からのカドミウム摂取に係るリスク評価を行っており、現時点の評価書案では、国際基準の設定根拠となったものと同じ週間耐受摂取量(体重1kgあたり1週間あたり7μg)と記載

リスク評価

- 答申を受け、薬事・食品衛生審議会(厚生労働省)で、食品中のカドミウムに関する必要なリスク管理措置のあり方について検討を行う予定

食品の基準

- 薬事・食品衛生審議会の議論を踏まえ、農用地土壌汚染対策地域の指定要件について中央環境審議会において議論する必要

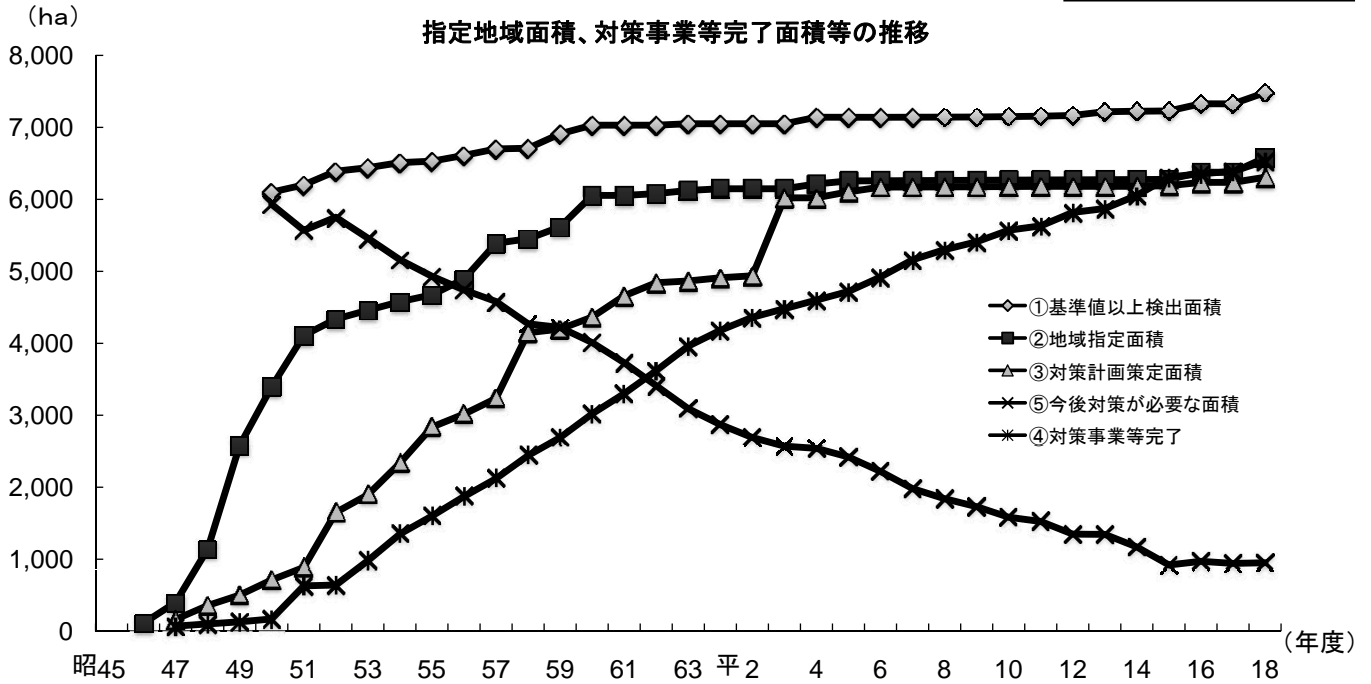
土壌汚染の
指定要件

(参考①) 農用地土壌汚染対策の進捗状況

- 法の施行(昭和46年)後、数年の間に全国で盛んに調査が行われ、昭和60年までに現在の対策地域のほとんどを指定
- 対策事業はほぼ一定のペースで進捗しており、平成15年度には指定面積のほとんどで対策が完了

汚染物質別指定面積

カドミウム : 6,428ha
 銅 : 1,225ha
 ひ素 : 164ha
 (平成18年度末現在)



(参考②) 農用地土壌汚染対策地域の分布

